

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

平成29年10月22日衆議院総選挙・西田からお願い

突然の安倍首相の発言で衆議院解散総選挙になりました。安倍首相や与党にしてみれば、民進党が不安定な時、離党する者が増加している時、選挙準備が出来ていない時、野党全体が準備できていない時がチャンス到来であり、当然といえば当然でしょうが、国民の立場からは何ぞ？と言いたくなりますね。

私(西田)からのお願い

消費税率10%で統一する政党に投票して下さい。公明党など軽減税率8%を主張するような政党には一票を入れないで下さい。

その理由は、軽減税率8%の適用を受ける者は農林水産業です。食料等が適用になります。現在、課税売上1,000万円以下の人は免税事業者になっています。例えば、農業の場合、JA等に委託販売して手取額で800万円の者は免税事業者で消費税の納付はありませんが、10%になりますと手取額でなく総売上額で判定されますので課税になります。JAの売上を1,001万円(1,000万円超)と仮定し、図解しますと



JAの売上	-	JAの委託販売費用	=	手取額
現在JA	1,001万円	201万円	=	800万円 < 1,000万円
	8%	8%		免税事業者 納税額0円
改正後JA	1,001万円	201万円	=	800万円ではなく > 1,000万円
	8%	10%		1,001万円 課税事業者 納税額24万円

仮に課税売上が5,000万円が簡易課税適用者として、1,000万円とすれば1,000万円×2.4%(8%×30%)=24万円になりますが、それだけではありません。仕入控除になる200万円×10%=20万円の税負担になりますので、あわせて44万円の税負担になり現金が減少することになるのです。生活はより苦しくなりますぞ!!

<軽減税率は弱い納税者を、よりいじめる税率です、酷税です> 逆に金持ち富裕層の人々には優越感を与える税率ではないでしょうか。

		10%の場合	8%の場合	この人が得する ということですよ
金持	ビフテキ	5,000円買った人	500円	400円
貧者	ビフテキ	1,000円買った人	100円	80円
		この差	400円	- 320円 = 80円

人間の胃袋はそんなに沢山食べられるものではありませんから4,000円のリッチ感私だけかな?

高所得者に手厚い補助金

家計支出全体に占める食料品費支出の割合は低所得者ほど高くなり、食料品への軽減税率の適用は、低所得者対策として有効であるように考えられます。

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

しかし、低所得者よりも高所得者の方が高額の食料品を購入する頻度は高いと考えられ、負担軽減の絶対額は高所得者の方が大きくなります。軽減税率によって負担額が減るということは、その金額の補助金を受け取ることに等しいのであり、低所得者よりも高所得者の方が多くの補助金を受け取る事実は見逃せるものではありません。

消費税率8%への引上げに伴って実施された簡素な給付措置のための予算は、1.5年分で3,300億円でした。1年分に換算して2,200億円、その2%あたりは1,500億円以下となります。「酒類及び外食を除く飲食物品の譲渡」及び「定期購読契約による新聞の譲渡」に軽減税率を適用した場合に減少する税収は、2%あたりで1兆円を超えます。そのうちの多くが、「救済されるべき人以外への補助金」ということとなります。

あなたは分かりますか?

①ビールや発泡酒は標準税率(10%)	①ノンアルコールビールは軽減税率(8%)
②本みりんは標準税率(10%)	②みりん風調味料は軽減税率(8%)
③標準税率(10%)外食に当たる ・外食 イートイン ・牛丼屋、ハンバーガー店での「店内飲食」 ・寿司屋での「店内飲食」 ・コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食物品 ・ケータリング、出張料理	③軽減税率(8%)外食に当たらない ・テイクアウト、持ち帰り、宅配 ・牛丼店、ハンバーガー店のテイクアウト(飲食設備を設置した場所で行わないもの) ・寿司屋の「お土産」 ・コンビニの弁当、惣菜(イートインコーナーのある場合であっても、持ち帰りが可能な状態で販売される場合は「軽減」)
将来性	これから老人が増加して外へ出なくなると、宅配(食料品)の配達率は軽減税率(8%)、業界が変わってくるのではないか、軽減税率が世の中のビジネスを変えるのでは? 商売する人は皆平等にしてくれと言いたくなりますね。

ふるさと納税は12月31日までに

今年も早いもので残り3ヶ月となりました。日々の忙しさでやり残すことで1点ご紹介致します。ふるさと納税についてです。平成29年分の適用を受けられたい方は12月31日までに手続きが必要です。

(1)ふるさと納税の概要

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です(一定の上限があります)。



確定申告を行うと、前述の「控除額の計算」に沿って所得税と住民税の控除額がそれぞれ決まり、所得税分はその年の所得税から控除(還付)され、住民税分は翌年度の住民税から控除(住民税の減額)されます。

確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請す

ることで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。これは、平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税に適用されます。ふるさと納税ワンストップ特例の申請を行った場合、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、翌年度の住民税から控除されます。

(2)ふるさと納税の流れ

ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象でない方及び申請しない方の場合

①自治体を選ぶ→②ふるさと納税をする→③確定申告を行う→④所得税からの控除→⑤翌年の住民税からの控除

ふるさと納税ワンストップ特例を申請する方の場合

①自治体を選ぶ→②ふるさと納税をする→③翌年度の住民税からの控除※

※所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

(3)税金の控除について

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円(30,000円-2,000円)が所得税と住民税から控除されます。

また、自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体等、どの自治体でもふるさと納税の対象になります。

①所得税からの控除 = (ふるさと納税額-2,000円) × 「所得税の税率」

所得税からの控除額は、上記①の計算式で決まります。

なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

※平成49年中の寄附までは、所得税の税率は復興特別所得税の税率を加えた率となります。

※所得税の税率は、課税所得の増加に応じて高くなるように設定されており、その納税者に適用される税率を用います。

住民税からの控除には「基本分」と「特例分」があり、それぞれ以下のように決まります。

②住民税からの控除(基本分) = (ふるさと納税額-2,000円) × 10%

住民税からの控除の基本分は、上記②の計算式で決まります。なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

③住民税からの控除(特例分) = (ふるさと納税額-2,000円) × (100%-10%(基本分)-所得税の税率)

住民税からの控除の特例分は、この特例分が住民税所得割額の2割を超えない場合は、上記③の計算式で決まります。

④住民税からの控除(特例分) = (住民税所得割額) × 20%

特例分(③で計算した場合の特例分)が住民税所得割額の2割を超える場合は、上記④の計算式となります。この場合①、②及び③の3つの控除を合計しても(ふるさと納税額-2,000円)の全額が控除されず、実質負担額は2,000円を超えます。※

※つまり、限度額を超えて寄付すると控除を受けられず余分に納付したことになりますので、限度額計算は担当者にお尋ねください。

(総務省 ふるさと納税ポータルサイトより抜粋)



## 小規模企業共済制度

### (1) 小規模企業共済制度とは

個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

### (2) 加入資格

常時使用する従業員が20人(商業とサービス業(宿泊業、娯楽業を除く)では5人)以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方。

### (3) 掛金について

掛金月額は、1,000円から7万円までの範囲(500円刻み)で自由に選べます。この掛金は税法上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除されます。

### (4) 共済金(解約手当金)について

個人事業を廃業したり、会社等の役員を退任した場合などに、自由にに応じて共済金(解約手当金)が支払われます。

### (5) メリットについて

毎月の掛金は全額所得控除になります。また共済金は分割受取りが可能です。

課税所得金額	加入前の税額		掛金月額ごとの加入後の節税額		
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万	104,600	205,000	20,700	56,900	129,400
400万	380,300	405,000	36,500	109,500	241,300
600万	788,700	605,000	36,500	109,500	255,600
800万	1,229,200	805,000	40,100	120,500	281,200
1,000万	1,801,000	1,005,000	52,400	157,300	367,000

掛金の全額所得控除による節税額例

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構HPより抜粋)

## セルフメディケーション税制

### (1) セルフメディケーション税制とは?

定期健康診断などを受けている人が、平成29年1月1日以降に、市販薬(要指導医薬品および一般用医薬品)のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間12,000円超の金額を購入した際に、12,000円を超えた部分の金額(上限金額:88,000円)について所得控除を受けることができます。なお、この制度は平成29年分の確定申告から適用されます。

**医療費控除の一部となり、「医療費控除の特例」であるため、「従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することができない」点に注意しましょう。医療費の所得控除を受けるか、この「セルフメディケーション税制」で所得控除を受けるかは、申告者がどちらかを選択することになります。**

## 未来を語り 未来を創り 未来に残す。

対象商品を1年間にいくらか購入したかによって、医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらが有利かわかります。

### (2) 対象となる医薬品

目印として対象となる医薬品のパッケージに右記の識別マークを印刷又はシールにて貼り付けてあります。

さらに、販売時のレシートにて、マークなどで対象商品とわかるように明記されています。

対象となる医薬品の一例			
風邪薬	新コンタックかぜ総合	虫刺され	液体ムヒアルファEX
	ベンザブロックプラス	胃腸薬	ガスター10
	ルルカゼブロックIB	湿布	サロンパスEX

(厚生労働省HP、日本一般用医薬品連合会HPより抜粋)

## 無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催いたします。

日時:平成29年10月18日(水)

①11:00~12:00 ②13:00~14:00

③14:00~15:00 ④15:00~16:00



※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。※詳しくは別紙にて

## 平成29年10月6日税務調査の受け方セミナー

PM1:00受付 1:30開始~4:30まで  
9月22日の税務調査の受け方セミナーでは52名の方にご参加いただきました。ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

まだ受講されていない社長や奥様、事務員の方を対象にFAXしていますので、必ず受講していただけないでしょうか。税務調査が厳しくなっていますので宜しくお願ひ申し上げます。



チラシ配布希望者は担当者まで♪

製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106  
Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639  
<http://www.mirai-town.net/>

## Trattoria OGGI

### トラットリア・オッジ



ランチ 11:30~15:00(L.O14:15)

ランチコース ¥1,200円~2,100円(税別)

パスタ・お肉・ピッツァ、等その日の気分によってお選び頂けます。

オッジ・コース(平日限定14:00まで) ¥2,100円(税別)

サラダ・スープ・パン・パスタ・お肉料理・デザート  
食後の飲み物

### ディナー

本格 西洋料理コース ¥2,400(税別)

生ハムサラダ・スープ・パスタ・パン・  
お好きな肉料理・デザート・食後の飲み物

本格 イタリアン フルコース ¥5,000(税別)

サラダ・前菜盛合せ・パン・パスタ・お魚料理・  
お肉料理・デザート・食後の飲み物

その他、単品・気軽に楽しめるセットメニューもご用意  
しております。詳しくは当ホームページをご覧ください。

トラットリア・オッジ

検索

営業時間:ランチタイム 11:30~15:00(14:15最終入店)  
ディナータイム 17:30~21:30(21:00最終入店)  
〃(日曜、祝日) 17:30~21:00(20:00最終入店)  
定休日:月曜日(祝日の場合は翌火曜日)

